

知財の広場

ロゴを色違いで使用される場合、
すべてのバリエーションで登録をすべきか、
どの色で登録すべきか

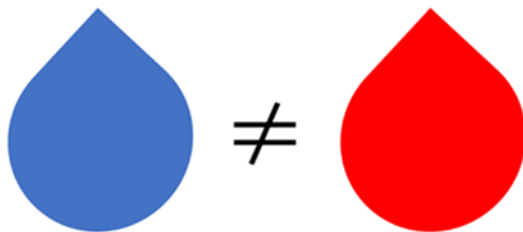
商標法第70条には、登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にすれば、登録商標と同一と認められる旨が規定されています。つまり、登録商標の色違い類似商標は、原則登録商標と同一であると認められます。

これは、「登録された商標」については、色違い類似商標も同一であるとし、あらゆる色彩の商標を登録しなければいけないような事態を防ぐ趣旨です。

例えば以下のような例を挙げることができると思います。

ABC ≡ ABC

こんな例はどうでしょうか。青で彩色されたしずくと赤で彩色されたしずくです。



「出典：Toreru Support ホームページ」

商標の形はしずくで同じです。しかし、色が違うことによって大きく印象が変わります。

青のしずくは正に「しずく」という印象を受けますが、赤のしずくは、「血」のしたたりのような印象を受けることになり、両者は、非類似の商標と判断される可能性があります。

ロゴを色違いで使用される場合、すべてのバリエーションで登録をすべきか、どの色で登録すべきか、迷ったときは、一番よく使う色もしくは白黒で、商標登録しておけば、色違いの商標を使用しても問題となる可能性は低いと考えられます。

詳しくは専門家にご相談されることをお勧めします。

西脇 吉徳 (知財ナビゲーター)